

QSK 一人は皆のために 皆は一人のために

福岡県脊髄損傷者連合会
2013年12月10日

わだち

No.181

福脊連ホームページアドレス www.normanet.ne.jp/~ww101926/

歴史的に逆行する政策がばく進する中、「これからの道筋が描けない政治状況に混沌とする一年。ひとつの「地域再生」の試みのレポートを読んだ。何と、30年余に渡って、地域において

経済再生。自立への道を求めて、闘って人々が居たことをしる。

当時は、「相手にされず。バカ呼ばわりされても、我が道を行く」「ひとこと」「実績」を積み上げてきた歩みに頭が下がる。はじめの書き出しは、『経済100年の常識』を破る。(なにー。と思ったが)なにも、便利な都会暮らしをすて、昔ながらの田舎暮らしを

しなさいというのではない。「フータンみだいな幸せ」を押しつけようというのでもない。ひょっとすると、生活の中身はそれほど変わらないのかも知れない。

深くて黒い川底には湧き水があることを知る。

枯れる川のな
湧き清水は、自然循環して果てる川はない
(知恵)

しかし、本質は「革命的」に「転換されるのだ。それはどういついとかか。経済の常識」に翻弄されている人とは、たとえばこのような人だ。もっと稼がなきゃ、もっと高い評価を得なきゃと猛烈に働いている。必然、帰って寝るだけの生活。ごはんを作ったりしている暇がない。

だから、全部外で買ってくる。洗濯もできず、靴下など

《わだち目次》

深くて黒い川底には湧き水があることを知る	・・・1P
全脊連 第37回 九州ブック会議福岡大会を終えて	・・・3P
書籍紹介	・・・3P
「特定秘密保護法」は、こんなにヤバイ	・・・4P
刑事手続と福祉支援の連携	・・・7P
福脊連相談会 北九州支部	・・・10P
「第3次障害者基本計画」に関する障害者政策委員会(第8回)議事次代「参考資料」	・・・11P
よ	・・・11P
今月の時事	・・・16P

は、しょっちゅうコンピュ
ンストアで新品を買って
いる。ここで大事なことは、猛
烈に働いている彼は、実はそ
れほど豊かな暮らしを送って
いないと言ったことだ。

貰っている給料は、高いか
もしれない。

でも、毎日モノを買う支出
がポディーブローになり、手
元にお金が残らない。

だから、彼はますます、が
んばる。がんばったら、がん
ばった分だけ給料が上がるが
その自分ですることがさら
に減り、支出が増えていく。

「世の中の経済」にとって、
彼はありがたい存在だ。

しかし、いびつな生活だ。

今の経済は、このような暮
らしびりを奨励している。

「ちまちま節約するな。どん
どん、エネルギーや資源を使
え。それを遥かに上回る収益
を上げればいいのだ。」

規模を大きくすればいいの
だ。規模を大きくすればする
ほど、利益は増えていく。

それが『豊かさ』というの
だ。」と・・・長い引用にな
ったが、はじめの部分が本書
の軸と考えたので、後の「実
践」レポートについては、
それぞれが紐解いてほしい。

『第一章 世界経済の最先
端、中国山地、原価ゼロから
経済再生、地域復活・・・エ
ネルギー革命』は、里山から
始まる。―油に代わる燃料が
ある・・・第二章 21世紀先進
国は、オーストラリア―ユー
ロ危機と無縁だった国の秘
密・・・知らざる優良国家―
林業が最先端の産業に生まれ
変わっている―里山資本主義
を最先端の技術が支える・・・
中間総括第三章 「里山資本
主義」の極意、マネーに依存
しないサブシステム―過疎の
島こそ21世紀のフロンティ

アになっている―地域の赤字
は「エネルギー」と「モノ」
の購入代金・・・第四章 “無
縁社会”の克服、福祉先進国
も学ぶ“過疎の町”の知恵

「脱社会保障の一体改革頼
み」への反旗―「ハンデ」は
マイナスではなく宝箱であ
る・・・第五章 「マッチョな
20世紀」から、「しなやかな
21世紀」へ。―課題先進国を
救つ里山モデル、報道ディ
レクターが見た日本の20年

―「都会の団地」と「里山」
は相似形をしている「里山資
本主義への違和感」こそ「作
られた世論」・・・最終総括 「里
山資本主義」で不安・不満・
不振に決別を。日本の本当
の危機・少子化の解決策・繁
栄するほど「日本経済衰退」
への不安が心の底に溜まるマ
ッチョな解決に走れば副作用
がでる・・・』。以上、目次を
省略して紹介しておきます。

里山資本主義の実践は、いま、
全国に広がっているそうです。

これからの日本の再編に関
する、ひとつの壮大な道筋と
実感しました。是非、一読を
勧めたい。これは、本の紹介
ではありません。このレポー
トで提起されていること、ひ
と一つを再考してほしいと
考えるからです。これからを
共に、この国について模索す
るといふ、共同思考、連帯し
て、それぞれではじめるた
め・・・国に何ができるのか
を問つのでなく、これからど
のような国を造るのか、決し
てだまされず、それぞれが、
やはりはじめることだと思つ。

“主権在民”ありきなのだ。
すべては、**考えること**から始まる。

「里山資本主義 日本経済
は「安心の原理」で動く」 藻
谷浩介 広島取材班 角川書
店」より、抜粋

全背連 第37回 九州ブロック会議 福岡大会を終えて

過去何度か、一参加者として、参加した経験はあるが、今回はブロック担当理事としての参加であった。

当日は、全背連本部から、理事が出席してくれるものと思ひ、担当理事として顔を並べているだけだと思ひ、行ってみると本部理事は居らず、私が本部の立場で替わって説明することになってしまった。

理事会参加や連絡事項で、一応の知識、状況把握はあったものの、あわててしまった。各県支部の参加者が、納得のいく説明ができたかどうかは、不明である。ブロック担当理事の役割について、十分な知識を持つとしなかった。

私の甘えでもあるが、事前に本部と連絡を取り、ブロック大会で本部として伝える事項、本部としてブロック・支部から聞き取るべき事項を押さえておく必要があったと反省をしている。大会準備は、福岡支部の面々が、着々と進めてくれていたが、間近になった頃、大会参加者の人数が少ないという連絡が入ってきた。

前回、久留米で開催した時は、北九州からも多数参加した記憶がある。社会の高齢化の波は、福背連にも押し寄せているのか。ここで踏ん張って何とかしなければ、一人一人の「背損」の未来は開けてきたが、「福背連」の未来は暗いという結果に陥りそうである。個々の結びつきが弱まった時、個の未来も閉ざされていくことを歴史は語っていることを知っておこう。

白川 長廣

書籍紹介

1.「社会を変えるには」、小熊英二著 講談社現代新書 慶應義塾大学総合政策学部教授・著書「私たちは今どこにいるのか」小熊英二時評集・毎日新聞社「辺境からはじまる一東京/東北論」明石書店他。いま日本で起きていることは、どういうことか。社会をかえるということは、どういうことか。歴史的、社会構造的、思想的に考え、社会運動の新しい可能性をさぐる論考。日本社会はどのように造られてきたのか。現在の状況、今社会はどこにいるのか。どこに向かっているのか。現代日本で「社会をかえる」とは、・・・面白い本です。歴史的に「視る」と、「構造的」に視ること。その政治＝政策過程を視る、捉え方がおもしろい。それは、自分の「存在」のいまが視えてくるようでもある(自分の正体)。社会について考える「ヒントがある」本である。

2.「知の逆転」NHK出版新書 395・・・限りなく真実を追い求め、学問の常識を逆転させた叢智の6人。彼らはいま、人類の未来をどう予見しているのか。「科学に何ができる?」「人工知能の可能性は?」「情報社会の行方は?」等々。文明の崩壊と再編～これからをどのように生きるのか? 思考するのか? しないのか? 見極める行為を放棄すれば、騙され続け、飼いなされた生き物にすぎないのでは?(私はペットにはなりたくはない。)一読をお勧めする。(かく)

「特定秘密保護法」は、こんなにかやバイ

“何が秘密？ それは秘密” “どこまで秘密？”
“どこまで？” “どこまで秘密？” “どこまで？”

賛助会員(寄稿)

はじめに

法案の正式名称は、「特定秘密の保護に関する法律」案とあります。本則26条、附則7条、別表という構成で、全体で34頁です。法案を読んでも分かりにくいので、以下にその問題点をまとめました。

「特定秘密保護法案」に付けられた「理由」には、“国際情勢の複雑化に伴い情報の重要性が増大”とか、“高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い漏えいの危険性が懸念される”としか書かれていません。これらは、あまりに抽象的で、「秘密保護法」制定の必要性の説明になってい

ません。この問題で、安倍首相は、“北朝鮮や中国の動きなど、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している”と、西国の名前を挙げた答弁をしました。しかし、関係改善が必要な近隣国を“日本の安全保障政策の標的”と名指しすること自体、外交上も政治感覚としても誤りです。北朝鮮や中国の動きへの対応が必要だとしても、それには個別的な具体的な措置で十分で、こんな包括的でチエックの利かない「秘密保護法」を制定する理由にはなりません。しかし、一方で、政府が海外で武力行使をする態

勢を本格化しようとしている場合は、軍事情報、外交情報、警察の治安情報などを厳格な秘密とするでしょう。安倍内閣・自民党は、強力な国家体制を築いて自由と基本的人権を縛り、「国防軍」を置いて集団的自衛権の行使(本格的な武力行使≠戦争)をする国に日本をするため、憲法を変えようとしています。(この点については、「おわりに」で触れます)加えて、政府や官僚たちが、知られたら自分たちに都合の悪い情報(不正や汚職や失敗など)も「秘密」にできるなら、自分たちの保身や政治的延命が容易になります。国民に真実を知らせない、知ろうとする者には厳罰を下す。これこそ、歴史上も世界的にも何度も出現しては、人びとを苦しめてきた“独裁者の論理”です。“国際情勢の複雑化”とか“安保環

境の厳しさ”などは、それらの真意を力モフージュシユするための“口実”にほかなりません。何を秘密とするか、「特定秘密」に指定する事項は条文本体にはなく、法案末尾の「別表」に掲げられています。

しかし、「秘密」の対象・内容が重要なので、まず別表を見てみましょう。「別表」骨子(1)防衛に関する事項

自衛隊の運用、または、これに関する見積もり、計画・研究・防衛に関し収集した電波情報、画像情報、その他重要な情報。その情報の収集整理、その能力。防衛力の整備に関する見積もり、計画・研究・武器・弾薬・航空機その他の防衛用の物(船舶を含む)の種類・数量・防衛用の通信網の構成、通信方法、防衛用の暗号、武器・弾薬、航空機その他の防衛用の物。その研

究開発段階のもの仕様・性能・使用方法、武器・弾薬、航空機その他の防衛用の物。その研究開発段階のもの製作・検査・試験の方法。防衛用の施設的设计・性能・内部の用途。

(2) 外交に関する事項

イ、外国政府、国際機関との交渉・協力の方針・内容のうち、国民の生命・身体保護、領域保全、その他の安全保障に関する重要なもの。

ロ、安全保障のために実施する、貨物の輸出入の禁止、その他の措置、方針。

ハ、安全保障に関し収集した、条約・国際約束に基づき保護が必要な情報、その他の重要な情報。

二、その情報の収集整理・能力。

ホ、外務省本省と在外公館の間の通信、その他の外交用暗号。

(3) 特定有害活動*の防止に関する事項

*「公になっていない情報のうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動と、核兵器・軍用化学製剤・細菌製剤、その散布装置、運搬できるロケット・無人航空機、その開発・製造・使用・貯蔵に用いられるおそれ、特に大きい物の輸出入活動で、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国と国民の安全を著しく害し、又は、害するおそれのあるもの」(第12条)

イ、特定有害活動による、被害の発生・拡大の防止のための措置・計画・研究。

ロ、特定有害活動の防止に関し、収集した外国政府、国際機関からの情報、その他の重要な情報。

ハ、その情報の収集整理・能力。

二、特定有害活動の、防止用の暗号

(4) テロリズム**の防止に関する事項

**「政治上、その他の主義主張に基づき、国家や他人に強要し又は、社会に不安・恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は、重要な施設、その他の物を破壊するための活動」(第12条)。テロリズムによる、被害の発生・拡大の防止のための措置・計画・研究・テロリズムの防止に関し、収集した外国政府、国際機関からの情報、その他の重要な情報。

その情報の収集整理、能力。テロリズムの防止用の暗号。

〈問題点〉

(1) 「防衛に関する事項」について

① 防衛省が公表、または、宣伝するもの以外は、すべての情報を「特定秘密」に指定できることとなります。たとえ

ば、オスプレイや無人機の仕様や性能、使用方法などは、米国ではある程度明らかになれていますが、自衛隊が導入しようとしているオスプレイや無人機は、“自衛隊独自の仕様や性能だ”として、「特定秘密」に指定されることにもなるでしょう。

その「運用」も明らかにされなければ、住民や自治体による“生命、身体保護”もできなくなります。

② また、「イラクに派遣された自衛隊の装備や収集した現地の事情など広範な情報」というケースについて、防衛省防衛政策局長は、「一般論として(特定秘密に)該当する可能性がある」と答弁しました(11・8衆院特別委)。

そうなれば、2008年4月に名古屋高裁がイラクでの空輸活動を憲法違反と判断したようなことも、これからは、

刑事罰を伴って実態が隠されることとなります。

③ 2007年には、防衛省と陸自の情報保全隊が、自衛隊のイラク派兵に反対する、平和団体や個人を監視し、調査報告書を作成していたことが明らかになりました。その内部文書には、41都道府県の289団体・個人の活動状況や写真が記載されていました。

守屋事務次官(当時)は、「防衛省設置法に基づく調査・研究だ」と強弁し、久間大臣(同)は、「マスコミの取材の場合は良くて、自衛隊ならダメだ」と法律の根拠はない」と居直りました。

このような思想・良心の自由や集会・結社の自由を侵害する自衛隊の活動実態や文書も、「特定秘密」に指定されることになるとしゅう。

② 「外交」に関する事項」について

① 「外国政府、国際機関との交渉、協力の方針、内容のうち・・・その他の安全保障に関する重要なもの」とか、「安全保障のために実施する・・・その他の措置、方針」、「安全保障に関し収集した・・・その他の重要な情報」など、“その他” がいくつもあり、何でも「特定秘密」に指定できる仕組みになっています。

② 1971年の沖縄返還協定では、米国が接収した土地を戻す原状回復費用は、米国が支払うことになっていましたが、裏では日本側が負担する密約を結んでいました。

それを報道した、毎日新聞の記者・西山太吉さんは、女性事務官に秘密漏えいを“教唆”したとして逮捕、起訴され、有罪になりました。

また、当時の佐藤首相は、沖縄返還を“核抜き、本土並み”と宣伝しましたが、実は

ニクソン大統領と「緊急事態の際は、(沖縄に)核を持ち込む権利が認められる」という秘密文書まで交わしていました。安倍首相は、官房長官時代に、「密約は一切、存在しないというのが政府の立場だ」と言い続けました。

③ 岡田内閣府副大臣は、TPP(環太平洋経済連携協定)などの交渉方針や内容も“安全保障に関する重要事項”に該当する可能性に言及し、「特定秘密」に指定することもありうるとの答弁をしました。(11・1衆院特別委)

これでは、私たちの経済生活や社会、そして国際関係が、TPPによって実際はどのように変わろうとしているのか、知ることはできません。

③ 「特定有害活動の防止に関する事項」について

① “我が国の安全保障に支障を与えるおそれがある情報

を取得するための活動”と「特定有害活動」の定義は、あまりに漠然としていて、

防衛・外務官僚や警察(警察庁や都道府県の公安警察)の恣意的な適用がいくらでもできることとなります。元CIA職員のスノーデン氏が暴露した米国NSAによる外国政府・首脳に対する不法不当な盗聴は、“米国の安全保障のための活動”とされ、それを明らかにした彼の方が“犯罪者”とされているのが典型例です。

おわりに

続きは、ホームページトップに掲載いたしますので、是非、ご覧下さい。「特定秘密保護法」は、強行採決去れましたが、決して許してはならない暴挙です。これらの政権の「暴走・変局」に抗しなければなりません。以上

刑事手続と福祉支援の連携

文化体育部長 久保 親志

はじめに

去る9月25日に、知的障害者等の「累犯障害者」の更生のため、福祉の専門家らが支援する「司法福祉支援センター」が長崎市に発足しました。事務局を同市内に置き職員2人が常駐しています。

運営主体は、社会福祉法人「南高愛隣会」(長崎県雲仙市)です。全国初の国のモデル事業で捜査や公判段階での支援を行います。

今までは、福祉の支援を受けられないまま犯罪を繰り返す障害者や高齢者を、福祉や地域社会につなぐ取り組みを進めてきた「地域生活定着支援センター」がありました。

出所後の障害者や高齢者の

再犯を防ぐためには、裁判から矯正施設といった、繋ぎ目で福祉の支援を行うことが重要なのです。

また、長崎センター内の組織で、「障がい者審査委員会」が2012年6月に発足しました。最高検察庁・長崎地方検察庁と南高愛隣会などが協議して全国に先駆けて発足したのです。検察が起訴する前の段階、障害がある被疑者にどんな処分がふさわしいかの判断材料を提供するのが目的です。審査委員会の構成員は医師や社会福祉士など専門家が検察側や弁護士に提言してきました。

しかし、捜査や公判段階にある障害者の審査件数が増え

たため、この部門を今回発足した「司法福祉支援センター」が担い、出所後の支援を「地域生活定着支援センター」が受け持つことになったのです。それでは、累犯障害者に対する刑事司法の歩みを追ってみたいと思います。

累犯障害者とは

刑法のいう累犯とは、懲役刑の刑期を終えて5年以内に、再び懲役刑が科せられる犯罪を行うことをいいその時には刑期の上限が2倍になります(刑法第56〜57条)。累犯者の刑が重く処罰されるのは、一度刑罰を科されたにもかかわらず、改悔せずに犯罪を重ねており、それ故に前の刑罰の効果十分ではなく初犯者よりも強い責任非難が加えられるからです。累犯には、再犯とそれ以上の3犯以上があります。累犯障害者とは、罪

を犯す虞(おそれ)があり犯罪を繰り返す障害者を指します。最近の犯罪情勢においては、再犯を問題視することが多くなっているからです。

特に、高齢者や障害者の犯罪や再犯が顕著です。その理由としては、彼らにとって「監獄」といわれる場所は、刑務所の中よりも、むしろ外の社会にあるのではないのでしょうか。累犯障害者に「刑事訴訟法」の規定する訴訟能力や受刑能力が備わっているかどうかは、極めて疑わしいと思われれます。しかし、身元引受人や受け入れ先もなく、また自力で再就職し生活の基盤を作ることにも困難なため、刑務所に入らなければ生きることがすら危ぶまれ、検察官や裁判官もやむを得ず受刑させている感もぬぐえません。

刑務所が彼らにとって「最後のセーフティネット」とな

っている実態が示すことから
も明らかだと思えます。同じ
く、知的障害者の犯罪や再犯
も起こっています。現在ま
で「等閑視」(なおざり)さ
れて来ました。しかし、20
01年に秘書給与流用の罪で
実刑判決を受け黒羽刑務所に
収監され、受刑中に「障害者
の世話係り」を担当するとい
う経験をふまえ、実際に累犯
障害者と共に433日に及ん
だ獄中で生活を送った。元衆
議院議員の山本讓司氏が、出
所後に自身の体験談とその後
の追跡調査などから獄中生活
を綴った『獄窓記』をはじめ
『続・獄窓記』『累犯障害者』
が大きな反響を呼んだのです。
この著書をきっかけに、マ
スコミ等でも頻繁に取り上げ
られるようになりました。そ
の後、「累犯障害者」の実態が
明らかになって来たことはみ
なさんご存知のとおりです。

冤罪と誤判の問題

更に、知的障害者の冤罪(えんざい)事件も特筆されます。
2004年、強盗事件で誤
認逮捕・起訴され、公判中に
真犯人が現れ無罪となった重
度知的障害のある宇都宮市の
Yさんの「宇都宮事件」があ
り。1990年、栃木県足利
市で女兒が行方不明になり、
翌朝、遺体となって発見され
た事件で犯人とされて服役し
ていた軽度の知的障害のSさ
んと、遺留物のDNA型が一
致しないことが2009年、
再鑑定により判明し、冤罪で
あったことが発覚しその後、
再審で無罪が確定した「足利
事件」があります。何故に、
知的障害者に冤罪が起きるの
でしょうか。

2009年に大阪で起きた、
知的障害者による放火事件を
取材したジャーナリストの江
川紹子氏は、「記憶力はすく

良い。しかし言葉のキャッチ
ボールと、イエスとノーでは
答えられない複雑な質問が苦
手」とその特性を示したうえ
で、『お前が火をつけたんだ
よな』と聞かれると『はい』
と言ってしまふ」と指摘して
います。このような悲惨な冤
罪や誤判がある故に、取調べ
の可視化が必要なのです。し
かもそれは後でプロセスを確
認できるように「全面的な可
視化」でなければ意味がない
と思います。知的障害によっ
てコミュニケーション能力に
問題がある被疑者について、
取調べを録音・録画する必要
があることを法務省と検察庁
に強く求めたいと思います。

司法と福祉の架け橋

先にも述べたように、累犯
障害者の問題が、「厚生労働科
学研究」をはじめとするいろ
いろな調査研究によって明ら

かにされ、さらに高齢者の犯
罪の増加が大きな社会問題と
なって来ています。この二つ
の現象が、私たちに、提起し
ているのは罪を犯した人たち
がいかにして社会復帰をめざ
すかという「更生」の環境作
りと、罪の背景に対する問題
です。犯罪の要因にはそれを
引き起こした人たちの社会的
問題が存在しています。それ
を解決することなく、「罪」と
それに対する「刑罰」に重き
をおく我が国の刑事司法の仕
組みが、結果として再犯を防
げず、犯罪を繰り返す累犯障
害者や高齢者犯罪の増加を生
んで来たといえます。

今こそ、司法に求められて
いるのは、罪を犯した人たち
の「更生」と社会復帰を中心
に据えた、福祉との連携によ
る新たな司法のあり方です。
繰り返しますが、罪を犯した
障害者や高齢者の社会復帰へ

の道は、矯正施設退所後に福祉への橋渡しを行う、「地域生活定着支援センター」が整備されました。2009年1月に長崎でモデル事業として開設され、その後、全国に広がったのです。司法と福祉の連携により、刑務所を出所した高齢者や障害者の社会復帰の福祉的支援を行う、「地域生活定着支援事業」も創設されました。現在、全都道府県が支援センターを開設しています。

司法の場も少しずつ「指定更生保護施設」への福祉職を配置することによって整備されつつあります。

他方で、矯正施設での処遇プログラムにはなじめない「発達障害等」の多様な障害のある人たちや、薬物使用という二次的障害のある「薬物犯罪者」に対する再犯防止に向けた法的整備は、不十分のまま現在に至っています。彼

らの確かな「更生」に少しでも近づぐためには、人生そのものを支援する「福祉」との協働体制と、それを取り入れた「司法」の新たな仕組みをいかに構築するのが、大きな鍵を握ってくるのです。

私は、刑事政策と社会政策の連携こそ、司法と福祉の狭間をつなぐ架け橋になると思います。現在、社会福祉士や精神保健福祉士が刑事施設に配置され、刑務所内で、特に高齢の受刑者や障害のある受刑者に対して、出所後の福祉環境を整えることが行われていることも、累犯者を生まないための良い施策だと思えます。更に、冤罪を作らないために、司法関係者(警察官及び刑務官等)に対する障害に関する理解を深める研修を行うべきです。

いわゆる、福祉事業所の利用を、適切な監督と指導を受

けながら地域社会で更生を図る「社会内処遇」と呼ばれる刑事処分することを学ぶのです。この事業の制度化が、累犯障害者が更生して社会復帰をなし犯罪に手を染めないという実効性を持ったものになると考えます。

おわりに

累犯障害者の問題が世に問われて早や十年が過ぎようとしています。刑務所が彼らにとって最後のセーフティネットとなっている実態。彼らを支えるべき「福祉」の貧困。「罪」に対する「刑罰」に重きを置いた社会復帰に至る過程を重視しない刑事司法のあり方が問題です。前述したように、近年増加する高齢者の犯罪においても、同様のことが指摘されています。こうした反省の上に立ち、現在「司法」と「福祉」が連携した新

たな施策や取り組みが次々と行われています。8月25日、「障害がある人が逮捕されてから社会復帰するまで、弁護士が定期的に面会したり、法的な手続きを代行するなど継続して支援する『寄り添い弁護士』という厚生労働省のモデル事業が始まる見通しになった」と長崎新聞が報じました。

この「寄り添い弁護士制度」が、犯罪を繰り返す「累犯障害者」の更生と社会復帰の具体的な支援策となるように期待しています。

以上

参考文献 山本謙司著『極悪記』新潮文庫、山本謙司著『累犯障害者』新潮文庫、厚生労働科学研究報告書『罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究』。

福脊連相談会

北九州支部

北九州支部 白川 長廣

10月5日(土)に門司生涯学習センターにおいて相談会を開催しました。他地区は、年度当初には、計画が決まっているようですが、北九州地区は計画の立ち上げが遅く、市政だよりの広報を考えると10月に入ってからという日程になってしまいました。

会場は、門司地区で身障協会の活動をしている、土井氏に申し込みをしてもらい、私は広報担当です。早速、新聞社や放送関係に、広報依頼の文書を送りました。

また、市内の背損者が利用しているような、病院関係へも案内依頼を行いました。

そして、市民の目にいちばん届きやすい、市政だよりに

の掲載依頼です。市政だよりの掲載は、市の障害福祉課を通して依頼するのが決まっています。当然のことながら、市の事業や市民活動に関することですから担当窓口を通します。

窓口担当者に相談したところ、了解を得ましたが担当者から「年2回やっているのですが掲載は1回しかできませんよ」という言葉が。若干逡巡しましたが、今回の掲載に決断をし、お願いしました。しかし、後日、掲載が1週間前にしかできないが、どうするか?との問い合わせ。またまた、迷いましたが掲載を決断。むかし、昔、まだ私が若かった頃、恋人のもとへ心逸り行く道すがら、ど

ちらを通っても行ける道を、一瞬迷いながらの選択を2度して、おまわりさんのいる場所へ行った経験をふと思い出しました。閑話休題。そして、当日は生憎の雨。会員さんから、会費を持って行くからと連絡はあったものの、事前の申し込みがなく、はたして相談はあるのだろうか?と不安を抱えながら、学習センターの部屋を整えました。天候の不順で、予定していた相談役の会員さんから、体調不良で欠席の連絡があり、会場に一人で待機。お昼少し前に、会費を持って会員さんが来てくれました。日頃の生活の事や災害時の事、実際に自宅に通じる道のがけ崩れで、自宅から出れなかったことなどを話していたきました。会員と話す機会が少ないので、貴重な時間でした。午後になって、所用を済ませた土井氏が駆け

つけてきました。相談者は来ません。終了予定時間を1時間早めて、相談会を終了しました。終了後、門司港に来た時に、時々寄っている、たこ焼き屋さんへ。関門蛸をつかった、美味しいたこ焼きです。今から焼くから、少し時間かかるとのこと。

「どうして門司港へ。」

「相談会をしたけど、誰も来なかった。」

「それはいいことですね。」

「?」

「うちの主人も車椅子を使わなければならなくなって。車椅子は高いですね。」

「いま、どうされているんですか?」

「単身赴任しています。」

「どちらへ」、「上へ」

「?」

ふたつの「?」が、未だ解決しません。誰か、教えてください。

「第3次障害者基本計画」 に関する障害者政策委員 会(第80回)議事次代「参 考資料2」より

(平成25年11月11日)

前言の続きです。

この基本計画では、このよ
うな社会の実現に向け、障害
者を、必要な支援を受けなが
ら、自らの決定に基づき社会
のあらゆる活動に参加する主
体としてとらえ、障害者が自
らの能力を最大限発揮し自己
実現できるように支援すること
も、障害者の活動を制限し、
社会への参加を制約している
社会的な障壁を除去するため、
政府が取り組むべき障害者施
策の基本的な方向を定めるも
のとする。

2. 基本原則

上記のとおり、障害者を必

要な支援を受けながら、自ら
の決定に基づき社会のあらゆる
活動に参加する主体として
とらえ、政府は、障害者基本
法第3条から第5条に規定さ
れる以下の基本原則にのっと
り、上記の理念の実現に向け
た障害者の自立及び、社会参
加の支援等のための施策を総
合的かつ計画的に実施する。

(1) 地域社会における共生 等(障害者基本法第3条)

障害者施策は、全ての障害
者が、障害者でない者と平等
に、基本的人権を享有する個
人として、その尊厳が重んぜ
られ、その尊厳にふさわしい
生活を保障される権利を有す
ることを前提としつつ、以下
の事項を旨として図られなけ
ればならないこと。

① 全て障害者は、社会を構成
する一員として社会、経済、
文化その他あらゆる分野の活

動に参加する機会が確保され
ること。

② 全て障害者は、可能な限り、
どこで誰と生活するかについ
ての選択の機会が確保され、
地域社会において他の人々と
共生することを妨げられない
こと。

③ 全て障害者は、可能な限り、
言語(手話を含む。)その他の
意思疎通のための手段につい
ての選択の機会が確保される
とともに、情報の取得又は、
利用のための手段についての
選択の機会が拡大が図られる
こと。

(2) 差別の禁止(障害者基 本法第4条)

障害者の活動を制限し、社
会への参加を制約する、障害
を理由とする差別その他の権
利利益を侵害する行為が禁止
されなければならないこと。

また、障害のある者が、日

常生活又は、社会生活を営む
上での制約となつている社会
的障壁については、その除去
を必要としている障害者が現
に存在し、かつ、その実施に
伴う負担が過重でない場合は、
それを怠ることによって障害
を理由とする差別その他の権
利利益の侵害が生じないよう、
その除去の実施について必要
かつ合理的な配慮がされなけ
ればならないこと。

なお、前述のとおり、以上
に掲げた障害者基本法第4条
の「差別の禁止」の基本原則
を具体化するため、障害者差
別解消法が制定されることも
に、障害者雇用促進法(障害
者の雇用の促進等に関する法
律。昭和35年法律第123
号)が改正されており、これ
らに基づき障害を理由とする
差別の解消に向けた取組を進
める(目、を参照)。

(3) 国際的協調(障害者基本法第5条)

障害者施策は、障害者の自立及び、社会参加の支援等のための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的な協調の下に図られなければならないこと。前述のとおり、我が国においては、これまで障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備に努めてきたところ、本基本計画の対象期間中のできる限り早期に同条約を締結することができるよう、所要の手続を進める。

3. 各分野に共通する、横断的視点

(1) 障害者の自己決定の尊重及び、意思決定の支援

障害者を施策の主体ではなく、必要がな支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参

加する主体としてとらえ、障害者施策の策定及び、実施に当たっては、障害者及び、障害者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重する。

障害者の政策決定過程への参画を促進する観点から、国の審議会等の委員(臨時委員、特別委員及び、専門委員を含む。)の選任に当たっては、障害者の委員の選任に配慮する。

特に、障害者施策を審議する国の審議会等については、障害種別等にも配慮し、障害者の委員への選任を行う。

その際、障害者である委員に対する、障害特性に応じた適切な情報保障*5等を確保する。

また、これらの審議会等の会議資料等を始めとする障害者施策に関する情報の公開や障害者施策に関連する命令や計画等に関する意見募集(パブリックコメント)は、障害

特性に配慮して実施する。

あわせて、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進する。

*5 障害等により、情報の取得が困難な者に対して、代替手段を用いて情報を提供すること。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害者が人生における全段階を通じて、適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、

医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。支援に当たっては、障害者基本法第2条の障害者

の定義を踏まえ、障害者施策

が、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は障害者が直面する、その時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立つて行われる必要があること、に留意する。

(3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に
応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び、実施する。

特に、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要

性があることに留意する。

また、発達障害*6、難病、高次脳機能障害*7、盲ろう等について、国民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実に努める。

さらに、適切な役割分担の下、地方公共団体、民間団体等と連携し、地域の実情に即した支援の実施を図る。

上 (4) アクセシビリティの向上

障害者基本法第2条においては、障害者を「障害がある者であつて、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障害者が経験する困難や制限が障害者個人の障害と社会的要因の双方に起因するという視点が示されている。このような視点を踏

まえ、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ*8の向上を図る。

特に、障害を理由とする差別は、障害者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体において、その解消に向けた取組が行われる必要がある。

このため、平成25(2013)年に制定された、障害者差別解消法及び、平成25(2013)年に改正された障害者雇用促進法に基づき、地方公共団体や障害者団体を始め

とする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や国民一般の幅広い理解の下、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進する。

あわせて、社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の取組を積極的に支援する。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進

障害者が、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、地方公共団体等との適切な連携及び、役割分担の下で、障害者施策は立案及び、実施されなければならぬ。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子

ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に關係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図る。

*6 平成23(2011)年に改正された障害者基本法等においては、「精神障害(発達障害を含む。）」とされている。

*7 交通事故や病気などによる脳への損傷に基づき、後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能(高次脳機能)が障害された状態を指し、器質性精神障害として位置付けられる。
*8 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

目分野別施策の基本的方向

1. 生活支援

【基本的考え方】

障害の有無にかかわらず、

国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、また、

身近な場所において必要な日常生活又は、社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及び、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障害者及び障害児が

基本的な権利を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は、社会生活を営むことのできるよう、障害福祉サービス等の障害者及び障害児が日常生活又は、社会生活を営むための支援を行う。

(1) 相談支援体制の構築

○ 障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けられることのできる体制を

構築するため、様々な障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る。1—(1)—1

○ 障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要性に合った適切な支給決定の実施に向けた取組を進める。*9

1—(1)—2
○ 障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする協議会の設置の促進及び、運営の活性化を図る。1—(1)—3

○ 知的障害又は、精神障害

(発達障害を含む。)により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び、活用を図るための研修を行う。1—(1)—4

○ 発達障害者支援センター等において、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携して、発達障害児・者やその家族に対する相談支援やペアレントメンター*10の養成等を行うとともに、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。1—(1)—5

*9 UJ-Jでいうサービスには、「4. 雇用・就業、経済的自立の支援」「5. 生活環境」に記載されている訓練等給付

等も含まれる。
*10 発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

○ 高次脳機能障害(失語症等の関連症状を併発した場合を含む。)について、地域の支援拠点に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援や関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図る。1—(1)—6

(UJ-J)
出典(内閣府 共生社会政策障害者政策委員会HP) http://www.8cao.go.jp/sougai/suishin/saisaku_11nkai/k_8/pdf/ref2.pdf

(福岡支部 坂本)

福青連活動日程及び経過報告

- 10月5日 北九州支部相談会 門司生涯学習センター
- 11月3日 臨時県役員会 春日クローバープラザ
- 11月9日 自立生活センター「ちくこ」 秋の交流会参加
- 11月24日 第5回筑後支部定例会 おりなす八女
- 11月30日 福岡支部相談会 ふくふくプラザ
- 1月26日 第6回筑後支部定例会 おりなす八女



会費納入のお願い

会員・賛助会員の皆様へ、
お願いです。皆様も、ご承知のとおり、当会の運営は会費で行っております。

会費が未納の方は、左記口座まで納入して、いただきますよう、お願い致します。

■会費 7200円

※減額対象者あり

■賛助会員

【A】10000円

【B】7200円

【C】3000円

■口座 郵便振替口座

■口座番号

01760 3 28925

■口座名

福岡県脊髄損傷者連合会

※他の金融機関からの振込用

口座番号 ゆうちょ銀行

一七九支店

当座00228925

《 今月の時事 》

速いものだ。もう師走～正月だ。年々、月日の経つのを早く感じる。この1年、安倍政権の政策の「暴走」が止まらない。原発再稼働・復興・消費税増税・法人税の減税・復興税の廃止・社会保障改革・解雇特区・TTP参加・憲法改正(9条の改正・96条の改正)・集団的自衛権・自衛隊～軍隊・特定秘密保護法等々、政権の強権力化への道筋に危機感が増幅する一年である。一方、「一票の格差」問題で、11月20日、最高裁は昨年衆議院選挙も違憲状態としたが、無効請求は棄却した。福岡高裁より後退した判決なのだ。判決の骨子は、「昨年、定数を[0増5減]する法案を成立させていたこと、これを国会が合理的期間内に是正しなかったとは言えず、「違憲とまでは言えない。」という。これでは、司法の責任を果たしたとは言えない。「国会の不作为で違憲状態のまま選挙が行われた以上、その選挙は無効であるというのが、国民の感覚では」。ましては、違憲状態で選出された、現衆議院に国民の代表として、各法案審議の資格があるといえるのか?・否。だが、最高裁は国会を容認した。もうひとつは、「諫早湾開拓の潮受け堤防の排水門を開門するか否かをめぐり、長崎地裁が開門差し止め決定したことにより、福岡高裁が国に開門を命じた確定判決(12月20日期限)と相反する、二つの判断がでたことになった。エッ!!長崎地裁の意向はこうだ「住民同士が主張を尽くすことが本来の解決方法」と指摘する。が、開門派は「裁判所の権限を越えた不当介入だ」と反発。開門差し止めを求める農業者との住民同士の訴訟となる。裁判とは何か、司法判断の限界。その深淵に何があるのか?これらは、行政・福祉政策のサービスにおいても、当事者同士・市民同士「争わせる」よう制度運用されていることも否めない。行政は「高みの見物」である。かつて、重化学工業地帯開発で、開発と開発反対かで「地域が二分」され、家族も二分され「骨肉の争い」となったことがよみがえる。開発と高度成長・物質文明・大量消費・利便性を求め続けた。そこに、現在があると思う。その経緯に、何を無くし、何を得たのか?・・・(しん)

会員・賛助会員の皆様にお知らせです。『わだち』の原稿を募集しています。意見・提言・新年・雑感など何でも可能。原稿を書いてくださる方は、事務所にメール添付・郵送・FAX等で送ってください。どうぞよろしくお願いいたします。

- 編集 福岡県脊髄損傷者連合会 会長 藤田 幸廣
〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7
福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)内6階
TEL&FAX: 092-592-4528
E-Mail: fukusekiren-kasuga@cello.ocn.ne.jp
- 発行 九州障害者定期刊行物協会 頒価100円(会費に含まれる) 〒812-0054 福岡市東区馬出2-2-18

編集後記
2013年も、残り僅かとなりました。寒いので、風邪などこ気をつけて、良いお年をお迎えください。(坂本)

この広報誌は、共同募金の配分金を受けて発行しています。